緑地維持管理

（松ケ崎仮設倉庫付近）

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適　用	☑ 適用外

1　総則

⑴　疑義

本特記仕様書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

⑵　法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

⑶　単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

⑷　受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償

イ　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用

⑸　作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア　受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ　その他必要が生じたとき。

⑹　仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

⑺　提出書類

ア　着手時

受注者は、作業の着手前において、次の書類を局職員の指示に従い、提出すること。

㋐　労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険）　各１部

※　「労働保険料申告書（事業主控）」、「労働保険料納付書（領収証書）」、「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」のいずれかでもよい。

イ　完了時

受注者は、本作業終了後速やかに、次の書類を局職員の指示に従い作成し、提出すること。

㋐　完成通知書　２部

㋑　作業記録写真他　１部

受注者は、作業記録写真（処分状況の写真も含む）、処分伝票の写し及び作業日報を綴じて、提出すること。

⑻　労働保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明す

る書類を提出しなければならない。

⑼　就業時間

就業時間は、本市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで。以下「休日」という。）を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで（午後０時から午後１時までを除く） とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けること。

２　作業場所

京都市左京区松ケ崎西山８番地　松ケ崎仮設倉庫

３　完成期限

令和９年１月２８日とする。

４　作業概要及び内容

本作業は、松ケ崎仮設倉庫付近の除草、剪定及び清掃を行うものである。

⑴　別紙図面に基づき、除草及び剪定を実施すること。

⑵　敷地内倉庫の屋根及び雨といに溜まった落葉等の清掃を行うこと。

⑶　作業時期については、局職員と十分な打合せを行うこと。

５　注意事項

⑴　作業実施日は、毎回、作業の開始時及び終了時に局職員へ報告すること。

⑵　作業中は、安全確保のため、必ず保護具を着用すること。

⑶　作業中は、通行人、建物、フェンス及び車両等を傷つけないよう十分注意を払い、対策を講じること。

⑷　作業終了後、後片付け、清掃を十分に行うこと。

⑸　別紙図面に指示されていない箇所であっても、路面舗装のクラックや構造物（境界ブロック等）と舗装の隙間等から雑草が生えている場合は、局職員の指示に従い除去すること。

⑹　当作業に起因した事故については、すべて受注者の負担とする。

なお、施設等に損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において補償すること。

⑺　建設副産物の適正処理については別紙１による。

各作業にて発生した刈草、剪定枝、除伐材等は、原則として再資源化施設へ搬出するものとするが、やむを得ない場合に限り、焼却等の減容化施設へ搬出できるものとする。

別紙１

建設副産物の適正処理について

⑴　建設副産物の適正処理について

ア　建設廃棄物が発生する場合の対応

本委託の作業により搬出する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた下記施設のいずれかへ搬出するものとする。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。

＜一般廃棄物＞

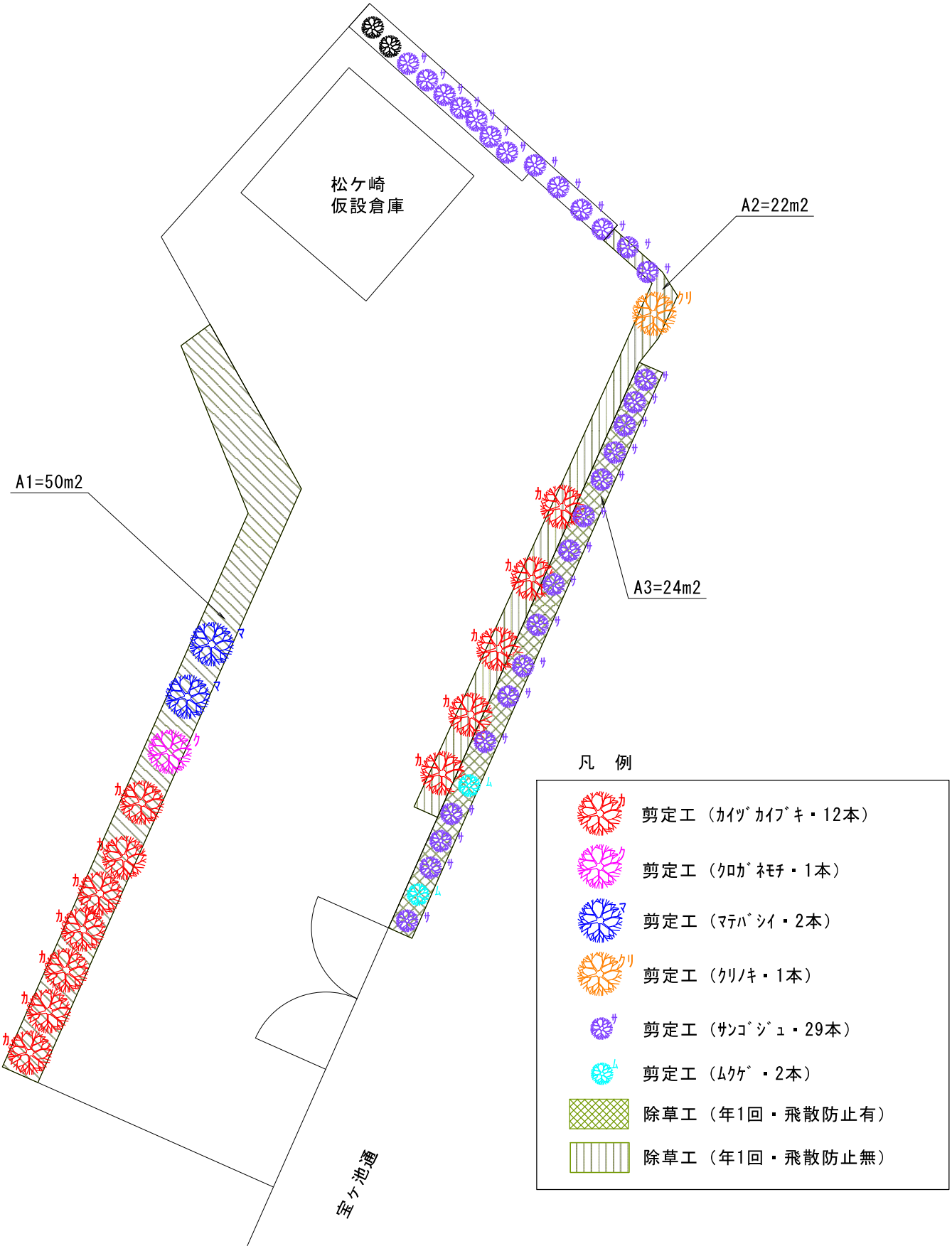
施設名	受入場所	枝葉	幹	刈草
㈱ヨードクリーン	西京区樫原秤谷町39-1	○	○	○
ＪＡ京都中央	左京区静市静原町1092-2	○	○	×
木材開発㈱	伏見区横大路千両松町45-1-2	○	○	○
伏見クリエイト㈱	伏見区久我西出町4-38	○	○	○
㈱京都環境保全公社	伏見区横大路千両松町126	○	○	×
㈱ＨＩＲＡＹＡＭＡ	伏見区深草神明講谷町29	○	○	○

緑地維持管理（松ケ崎仮設倉庫付近）作業位置図


作業場所
宝ヶ池通
北山通
下鴨本通
地下鉄烏丸線松ケ崎駅
松ケ崎深泥池端
松ケ崎狐坂
松ケ崎西山
京都市上下水道局
松ケ崎浄水場
茶の木原公園
松ケ崎西池ノ内町
松ケ崎南池ノ内町
松ケ崎総作町
松ケ崎平田町
京都市こども体育館
北山ふれあいセンター
下鴨北野々神町
下鴨南野々神町
ノートルダム学院小学校
大京都ノートルダム女子大学
松ケ崎芝ノ元町
松ケ崎
松ケ崎
松ケ崎

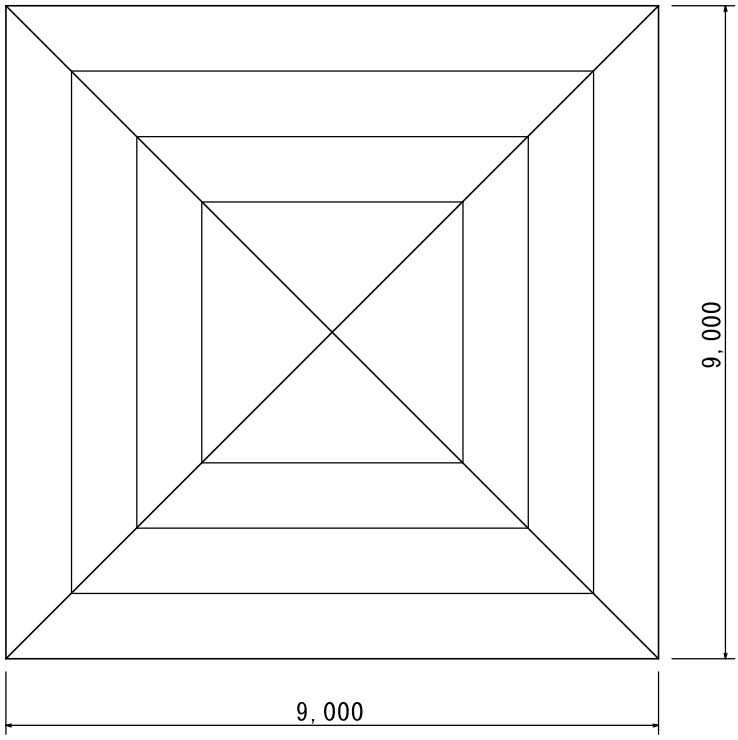
緑地維持管理（松ケ崎仮設倉庫付近）

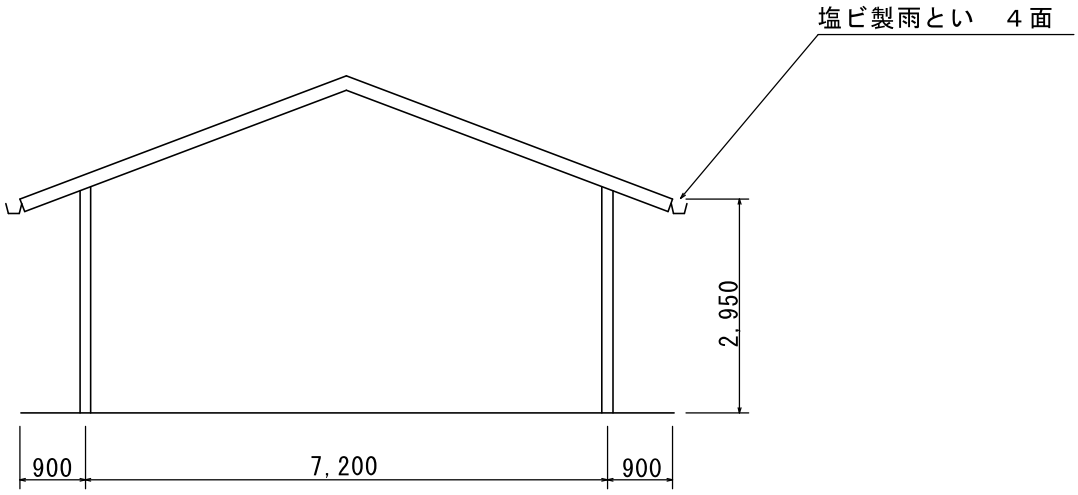
除草工・剪定工位置図



緑地維持管理（松ケ崎仮設倉庫付近）

とい等清掃建物概要図





※　屋根及び雨といにたまった落葉等を清掃する。